

小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町豊門公園の管理について、豊門会館及び西洋館を常時開放するに当たり必要な事項を制定するものです。

2 公表するもの

- ・以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

①豊門会館及び西洋館に見学等のため入館できない閉館日を次のとおり定めます。

- 1) 火曜日及び水曜日（ただし、それらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日かつ休館日でない日）
- 2) 12月31日から1月5日まで

②豊門会館及び西洋館に見学等のため入館できる開館時間を「午前10時から午後4時まで」とします。

③豊門会館と西洋館に見学等のため入館する際の入館料を次のとおり定めます。

- 1) 豊門会館 300円
- 2) 西洋館 無料
- 3) 再入館は、入館者が当日入館料を納付したことを証する書類を提示した場合にその日に限り認めます。

④飲食、暴行、暴言、危険物の持込み等の行為により豊門会館若しくは西洋館を毀損又は他の入館者に危害を加えるおそれのある方や職員の指示に従わない方は入館を制限します。

⑤豊門会館及び西洋館の利用の許可を受けた者の利用を優先し、その利用のある場所、時間により入館を制限することがあります。

⑥西洋館のラウンジ、パントリー、倉庫（厨房）、休憩室における営業行為に対する利用料（50円／1㎡1日につき）を定めます。